

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成 16 年 12 月 28 日
鳥取県規則第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年鳥取県条例第 67 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定等の公表)

第 2 条 知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)は、条例第 7 条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定を受けた者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報紙への掲載その他の方法(以下「資料提供等」という。)により公表するものとする。

2 知事等は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、当該指定を取り消された者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を資料提供等により公表するものとする。

3 知事等は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、当該停止を命ぜられた指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該命令の内容を資料提供等により公表するものとする。

(指定管理者の事業報告書等の公表)

第 3 条 条例第 9 条第 2 項の規則で定める方法は、鳥取県元気づくり総本部県民課、鳥取県中部総合事務所地域振興局並びに鳥取県西部総合事務所地域振興局及び日野振興センター日野振興局で、執務時間中閲覧に供する方法とする。

2 条例第 20 条第 2 項及び第 22 条第 6 項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる公表の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 審査の結果の公表 資料提供等
- (2) 事業計画書の公表 前項に規定する方法

(変更の届出)

第 4 条 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事等に届け出なければならない。

2 知事等は、前項の届出があったときは、その内容を資料提供等により公表するものとする。

(監事の設置)

第 5 条 指定管理者(地方公共団体を除く。)は、当該指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある 2 人以上の者(役員に準ずる職にある者を含む。)に、次に掲げる職務を行わせるものとする。

- (1) 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。
- (2) 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為(これらに相当するものを含む。)に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(以下「総会等」という。)並びに知事等へ報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

(却下又は棄却の通知)

第 6 条 知事等は、条例第 22 条第 1 項又は第 2 項の規定により条例第 21 条第 3 項の異議申出の却下又は棄却を行ったときは、当該異議申出を行った者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 71 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 27 号)抄
(施行期日)
1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年規則第 47 号)抄
(施行期日)
1 この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 39 号)抄
(施行期日)
1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 40 号)抄
(施行期日)
1 この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。